

## 第6章 保存活用の大綱・基本方針

### 第1節 保存活用の大綱

現在の横須賀城跡は、戦国時代の城郭をいわば増築する形で近世城郭を整備しており、基本的には江戸時代末期頃の姿が残っている。しかし、戦国時代に築かれた松尾山とその北東の大堀切等を上手く城域として取り込むなど、戦国時代から続く歴史の重層性を今に残しているのは横須賀城跡が有する本質的価値である。

横須賀城跡の保存活用に当たっては、城跡の本質的価値を確実に保存し、その魅力を発信していく必要がある。そこで保存活用の大綱を以下のように示し、保存管理、活用、整備、運営・体制の方針を示す。

東遠江の要所、「両頭の城」とうたわれた城郭を  
確実に保存し、その価値を次世代に伝えられる整備活用を目指す。

### 第2節 保存活用の基本方針

第1節で示した大綱に基づき、保存活用の基本方針を以下のように整理する。

#### 1 保存管理の基本方針（第7章で詳述）

##### （1）本質的価値をより向上するための継続的な調査研究

史跡の調査研究は、史跡の本質的価値である遺構群の恒久的な保存における基礎的作業と位置付け、調査研究成果に基づいた適切な保存管理を進める。

##### （2）現状変更の取扱い基準の設定

史跡と地域住民の諸活動との共存を目指し、地域社会にとって必要な現状変更の取扱い基準を検討する。

##### （3）円滑な指定地の管理

史跡指定地の管理については、土地所有者や地域住民との合意形成を図りつつ、官民協働で史跡の保存管理に努める。

##### （4）史跡を取り巻く自然環境や景観の保全

遺構群等の本質的価値の保存を図り、来城者の理解を助けるために史跡を取り巻く自然環境や景観を保全する取り組みを進める。

##### （5）防災対策に重点を置いた保存管理

自然災害で起きうる被害を想定した防災対策の検討と対策を進める。

## 2 活用の基本方針（第8章で詳述）

### （1）来城者、地域住民の理解を促進する史跡の公開・活用

史跡の本質的価値の理解を促進するための史跡の公開を進める。

### （2）講座・イベント等による普及啓発活動

発掘調査成果、史跡の価値を伝える講座やイベント等、史跡に触れる機会、また史跡を活用できる機会が増えるような取り組みを進める。

### （3）産業・観光事業との連携と積極的な情報発信

発掘調査成果等の史跡に関する情報を積極的に発信するとともに、産業・観光事業との連携による新たなコンテンツの創出が進むような取り組みを進める。

## 3 整備の基本方針（第9章で詳述）

### （1）史跡保存を前提とした整備と本質的価値の明示

史跡の保存を前提として、横須賀城跡の本質的価値を的確に示した整備を目指す。

### （2）来城者の安全を担保するとともに史跡の理解を助ける整備

史跡指定地が広大であるため、全体を踏まえた動線計画の策定と標柱、説明看板の設置等を進める。

### （3）地域住民との共存を図る整備

史跡指定地内及びその周辺の地域住民と共存できる整備とする。

## 4 運営・体制の基本方針（第10章で詳述）

### （1）整備委員会の継続的な実施と人材の育成

史跡の保存活用を推進するため、有識者、地元関係者が参画する整備委員会を継続的に実施するとともに、庁内で史跡の調査研究、保存活用事業を担当することができる人材の確保・育成を図る。

### （2）庁内外の協力体制の整備

史跡の保存活用には、庁内関係部署との分担や調整が必須である。市全体で情報共有、連絡会議等の開催によって、適切な取り組みを進める。

### （3）官民協働の保存活用

土地所有者、地域住民、地元関係団体と協働で、史跡の保存活用に取り組める体制づくりを進める。